

外部労働市場に一定の通用力※を有する職業能力評価制度として、
新たに団体等検定を創設（令和6年3月1日）

※合格者は一定の業界で採用・昇進の考慮要素となる、資格手当等の処遇に反映されることが期待される等

	技能検定	新 団体等検定	認定社内検定
概要	名称独占の国家資格 （技能士）	要件を満たす <u>民間検定を厚生労働大臣が認定</u> ※ ※検定の枠組みを認定 （国家資格ではない）	要件を満たす <u>社内検定を厚生労働大臣が認定</u> ※ ※検定の枠組みを認定 （国家資格ではない）
実施機関	都道府県又は民間団体が実施	民間団体・個別企業が独自に実施	民間団体・個別企業が独自に実施
対象技能・対象者	- 全国的に業界標準が確立された技能 - 一定数の受検者が見込める職種 （概ね年間1000人以上） - 実施機関の雇用労働者以外も対象	- 地場産業、成長分野など業界標準が確立していない技能も対象 （検定の安定的な運営が見込まれる受検者数であれば可） - 実施機関の雇用労働者以外も対象	- 個別企業、団体において先進的・特有の技能 - 実施機関の雇用労働者のみが対象（団体が実施する場合には会員企業の労働者）
評価方法	- 学科試験＋実技試験により評価 <u>労働者のスキル向上に資するため、原則として複数等級</u>		

団体等検定制度の概要

1.概要

- 団体等検定制度は、事業主団体等が、労働者等の技能と地位の向上に資することを目的に、雇用する労働者以外の者を含めて実施する職業能力検定（※）について、一定の基準に適合し、技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定するもの。

※ 職業能力検定とは、職業に必要な労働者の技能及びこれに関する知識についての検定（厚生労働省の所掌に属しないものを除く）

2.効果

- 認定を受けた団体等検定は、「厚生労働省認定」の表示をすることができる。
- 認定を受けた団体等検定の名称、対象職種の名称、事業主団体等の名称・所在地は厚生労働省のホームページに公示される。

3.認定の基準

- 検定が、直接営利を目的とするものでないこと
- 学科試験及び実技試験で行われ、客観的かつ公正な基準に基づくものであること
- 合格者については、企業として検定の可否に応じた適切な処遇を実施するなど、労働者の社会的評価の向上に資すると認められるものであること
- 全国統一的な技能評価が困難な地域的特殊性の強い職種、または、成長分野など必ずしも業界標準的な技能が確立していない職種であること等

認定申請手続きの流れ

